

ヨーロッパ統合と各国司法官の連帶

江 藤 价 泰

目次

- 一 はじめに
- 二 MEDELの概要
 - 1 組織の概況
 - 2 MEDELの目的
 - 3 MEDELの役割
- 三 ヨーロッパにおける司法官職の身分規程要綱
 - 1 要綱の概要
 - 2 要綱
- 四 檢察官に関する原則の宣言
- 五 MEDELの活動
 - 1 活動の概況
 - 2 大会リスト
 - 3 若干の分析
- 六 おわりに

一 はじめに

本稿は、その題名が示すように、ヨーロッパ統合の動きに、司法官がどのように関っているか、を紹介するものである。

経済統合また政治統合の動きに、政治家、経済人また行政官等が関わっていることは、容易に推察できる。しかし、司法官に関しては、それが国家権力の一分肢である司法権の担い手、またその特質からして、その統合への関りは、まずあり得ないのではないか、と考えられよう。

ところが、「民主主義と自由のためのヨーロッパの司法官」(Magistrats Européens pour la Démocratie et les Libertés. MEL) 「MEDEL」という名称を有する協会 (association) があり、後述のよつてヨーロッパ評議会 (Conseil de L'Europe) のNGOとしての資格も得て、活動をしている。その活動は、EU（欧州連合）加盟諸国を越えた国際的なものであり、また将来の「司法統合」を志向した、いわば下からの統合の動きともいふべきものであるよう考へられる。

ところで、ヨーロッパ統合の歩みを簡単にみておこう。⁽¹⁾ 統合の歩みは、経済統合にはじまる。その嚆矢は、周知のように、一九五一年四月のパリ条約によって創立されたECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）である。ついで、一九五七年三月のローマ条約により、EEC（ヨーロッパ経済共同体、後述のマ드리ヒト条約によりECと改称）とユーラトム（ヨーロッパ原子力共同体）が発足をみるとことになった。ついで八六年二月に、EC加盟諸国により調印された单一ヨーロッパ議定書（八七年七月一日発効）は、域内市場を「モノ、ヒト、資本、サービスの自由な移動が保証された域内国境のない領域」という定義を下し、九二年一二月二一日までにそれを完成することを決定した。

ついに政治統合であるが、七四年一月のパリでのEC加盟諸国の首脳会議で、会議そのものをヨーロッパ理事会（Conseil européen）へやる」とが承認され、单一ヨーロッパ議定書により、それは公式のものとなつた。また七五年一月のローマでのヨーロッパ理事会は、ヨーロッパ議会（Parlement Européen）の直接普通選挙制の実施を決定した。さらに、統合の段階を画したのは、九一年一二月に開催されたヨーロッパ理事会で、ハハドEMU（経済通貨同盟）条約とヨーロッパ連合条約についての合意が成立した。この合意は、翌年二月七日にヨーロッパ連合条約として、加盟諸国によりマ드리ヒトにおいて調印された。

このマ드리ヒト条約は、「締約国がヨーロッパ連合を設立する」とを定めた上で、連合が三本の柱からなることを見らかにした。第一の柱は、EUであり、連合市民権を新設するとともに、その政策領域を、関税・数量制限の除去、共通通商政策、域内市場、共通農・漁業政策、共通運輸政策等の経済政策一般から、消費者保護、エネルギー・市民保護等に拡張した。しかし、最大の目玉は、三段階よりなるEMUの設立である。第二の柱は、将来の共通防衛政策を含めた共通外交・安全保障政策であり、第三の柱は、司法・内務協力であり、犯罪捜査、裁判での協力、域内国境での検問廃止と域外国境における出入国管理の共通化を目指すことである。

その後の九七年六月一七日、EU加盟国首脳がアムステルダムにおいてマ드리ヒト条約の改正に合意し、一〇月一〇日、閣僚理事会（Conseil des Ministres des Communautés Européennes）においてアムステルダム条約が正式に調印された。⁽²⁾

このような統合の動きが、法的、経済的また社会的に大きなかつ多様な問題を提起していることは容易に推察である。法的についてまず考えられるのは、国家権力の問題、加盟諸国の国家権力とヨーロッパ連合という国際公権力との関係はどうなるのかという問題であろう。これは、筆者の守備範囲を越える問題であるし、また本稿とは直接の関連がないも

のであるから、指摘するにとどめる。それにしても、近代国民国家ないし近代主権国家の搖籃の地において、その成立から一世紀を出すして、社会的地殻変動ともいいうべき大変動が生じてゐることは否定できない事実である。

ところで、裁判権ないし裁判所は、当該社会内に生起する紛争、それは社会的矛盾また社会的病理の現象形態の一つと考えられるものであるが、それを個別的・具体的・直接的かつ事後的に解決する任を有すると考えられる。したがつて、裁判権ないし裁判所は、この社会的大変動の生みだす諸問題に対処せざるをえない。たとえば、ヒト、モノ、サービス、カネ、資本が自由に移動できる単一市場の形成は、必然的に、外国人労働者の流入、それに対する人種差別主義、外国人排斥主義を誘発し、貧富の格差を増大し、新たな貧困は闇の勢力を拡大させる温床となり、社会的腐敗をますます進行させる。そこにおいては、人権侵害さらにはその無視もまた必然的に進行する（これらについては、本稿「MEDELの活動 2 大会リスト」を参照されたい）。これに的確に対処しえないならば、司法は、その存在理由（raison d'être）を喪失せざるをえないであろう。司法の基盤・機構の整備・充実、それによる眞の意味での法の支配が確立されなければならない。

MEDELは、まさに社会的大変動、その生みだしている社会的諸問題に応え結成され、活動を続けているといふことができる。しかし、この活動は、市民としての司法官のそれであることに留意されたい。ここには、わが国との異質性がある（六 おわりに 参照）。

ところで、法律学科は、本学創立七〇周年記念事業の一翼を担い、その統一研究テーマを、「二一世紀における国家主権と人権および民族自決権の法的概念の実証的研究」とし、鋭意調査、研究に当つてきた。私は、「ヨーロッパ統合と各国司法官の連帶」というテーマで、これに参加した。

本稿は、その研究成果の一端である。なお、研究資料蒐集のための海外渡航費等は、記念事業予算より支出して戴い

た。感謝する次第である。

- (1) 鳴武彦『ヨーロッパ統合』、日本放送出版協会、一九九一年、一〇八頁以下、藤原豊司＝田中俊郎『欧洲連合』、東洋経済新報社、一九九五年、一七頁以下、なお統合の社会史的考察をやるのとして、H・ケルブン＝西脇昭彦・金子邦子・永岑三千輝・古内博行訳『ひとつのヨーロッパへの道』、日本経済評論社、一九九七年がある。統合の歩みは、いれらに依拠した。
- (2) アムステルダム条約に関しては、鈴木真澄「欧洲統合と憲法学」(『法學セミナー』、四三卷一号、一九九八年一月) 八頁がある。

1) MEDLEの概要

1 組織の概況

MEDLEは、一九八五年六月一五日^(一)にスレーブールド組成された。その結成で中心的役割を果したのは、フランスの司法組合(Syndicat de la Magistrature)である。^(一)一九九五年七月現在、一〇ヶ国の一三組合が、いれに加盟している(“イシ・ペペーハ”、米ル・カハド等、複数組合が加盟)。加盟組合はふるやの固名は、次の通りである。

ベルギー・司法組合協会(Association Syndicale des Magistrats)

クロアチア・司法組合(Drustvo Hrvatskih Sudaca)

ルーマニア・公勤務組合の裁判官・検察官公団(Richter und Staatsanwälte in der Gewerkschaft ÖTV)、新裁判官

連盟(Neue Richtervereinigung)

トルコ・司法組合

ギリシア・司法組合協会(Association Hellenique des Magistrats)

イタリア・民主的司法(Magistratura Democratica)

ヨーロッパ統合各國司法の連邦

ボーランダ・司法 (Iustitia)

ボルネガル・ボルネガル裁判官組合協会 (Asociacion Syndical dos Jueces Portugueses)、検察官組合 (Syndicato

Magistrados do Ministerio Publico)

スペイン・民主主義のための裁判官 (Jueces par la Democracia)、検察官進歩主義者同盟 (Union Progressiste de Fiscales)

チリ・チリ共和国統一同盟 (Soudcovská Unie Čeeske Republiky)⁽²⁾

などにオランダの裁判官および検察官が個人の資格で加盟している。

MEDEL⁽³⁾の加盟は、規約の定める要件のよほど、その目的に賛同するべしの国（現在ではヨーロッパ諸国。なお後述「五〇」参照）の組織に開かれている。同様に、組織の存在しない国の同法官は、個人の資格で加盟するべしがである。前掲のオランダの判検事の場合が、その一例である。なお、ハハド注目すべきこと、組織加盟の場合に、その構成員は、自動的にMEDELの構成員となるのではなく、個別的に加盟手続をとる必要があるといふである（規約第十五条）。この点からいみると、MEDELは、二重組織制であるべきであるをいつてゐるがである。

MEDELは、その構成員となるべしの同法官が、次のよう公認義してゐる。すなわち、裁判権の行使を義務として担当せねばならぬ法律に基づく常設的機関によつて、裁判機能 (fonction juridictionnelle) を職業として行使しかつて、対審手続 (procédure contradictoire) の終結後に法規範を適用するべくして人は、同法官である。

しかし、MEDELの本部は、ペントバールのフインクマード街一一番地におかれ、MEDELは、ペトラスブール小審裁判所法人登記簿に設立登記をしてゐる（回第一条）。なお、MEDELは、一九九五年五月二〇日、「ペ評議会より諮問的地位 (statut consultatif) を有するNGOとしての資格を承認されている。

2 MEDELの目的

次の八項目を、MEDELは、その目的として定めている（同第二条）。

- (イ) ヨーロッパの共同体的統合 (intégration communautaire) と政治的連合 (union politique) の創設を支持し、促進をるために、各国の司法官の間に討論の場を設けること
- (ロ) 司法権以外の権力に対する同様に個別的利益に対しても、司法権の独立を擁護すること
- (ハ) 任命に関する同様に、職務執行の条件に関して、とくに階層秩序に対する関係において、司法官職を民主化すること
- (ニ) いかなる状況下においても、民主的な法治国家 (état de droit) に固有の法的価値を尊重すること
- (ホ) すべての市民における同様に、組合加入 (syndicalisation)、集会および団体活動の権利を含む、集会、結社および表現の自由に関する司法官の権利を強化すること
- (ヘ) 公務員とみなされる司法を、透明の原則に応え、その運営 (fonctionnement) に対する市民の制御ができるものにすること
- (ト) 情報の交換と共通テーマの研究を通じて、民主的法文化を発展させること
- (チ) 最弱者の社会的解放の見地から、少数者および被差別者の権利、とくに移民および最貧困者の権利宣言 (proclamation) をし、それを擁護すること。

3 MEDELの役割

ヨーロッパ統合と各国司法官の連帯

M E D E Lは、いののような目的を果すために必要な自らの役割、とくに構成員である司法官に対する関係、司法官のあるべき姿、自らの社会的役割、またその基本的立脚点等を、次のように規定している。⁽⁶⁾

(イ) M E D E Lの役割は、その構成員間における着想 (idées) および経験の交換を助長する」と、意見 (réflexions) および活動を調整する」と、ならびに構成員の共同事業の成果を広める」と、にある。またM E D E Lおよびその構成員の役割は、相互に、各国の民衆の裁判制度に対する考え方 (conception) および裁判に対する意見 (opinion) に細心の注意を払う」とにある。

(ロ) M E D E Lの構成員である司法官 (以下「司法官」という) は、市民および労働者におけると同様に、裁判機構の手段 (moyens) および目的 (fins) に対する責任のある表現の自由の権利を要求する。司法官は、何人も「裁判の名において」自由の意思を表現する資格を有しないが、それに奉仕する者が、すべての市民と同様に、個人としてであれ、自由な合意の下に結成された組織としてであれ、裁判について語る」とがやきなければならない、と考える。⁽⁷⁾

(ハ) 司法官は、その職務の行使において「裁判官の支配」 (gouvernement des juges) をめざさないとなく、民主的諸制度がその職権 (attributions) に限界を画してはいる」と、またそれを厳格に遵守しなければならない」と、を自覚している。

(二) 司法官は、同様に、法規範の尊重の確保に心を砕く明晰な司法官職が、また有効な公役務をヨーロッパの市民に提供のである司法官職が、自由と基本権の発展による社会的進歩にとり不可欠な存在である、と確信している。

(ホ) 司法官は、ヨーロッパの諸機関の活動を、徐々に豊かなものにしてはいる法の一般的諸原理という共同財産に、とくに注意を払うとともに、国内の諸裁判所とヨーロッパの諸裁判所との間の必要不可欠な協力を、相互尊重を通じて発展せらる決心をしてはいる。

（2）「理想社会」(la cité)を目標とするのとの基本的合意および意志は、MEDELが、その有する独自の感性を、ヨーロッパの運動の内部において表現しようと望んでいたこと、およびその活動を通じて、ヨーロッパの政治的連合の実現に貢献することを欲していること、を明らかにしている。

- (1) 木佐茂男『人間の尊厳と司法権』、日本論譜社、一九九〇年、一八二頁。
- (2) Secrétariat permanent de MEDEL, "MEDEL-Courrier", n° 10, Juillet 1995, Annexe 5. より「Courrier」がある。
- (3) Secrétariat permanent de MEDEL, "Dossier de Présentation", Statuts, p. 2. より「Dossier」がある。
- (4) なお、司法官職務おもぶ喫煙司法官の構成員となることが可能（規約第1条）。
- (5) Courrier, N° 10, Annexe 3.
- (6) Dossier, p.2 et suiv.
- (7) フィリップ・ヘリヤー=コロ俊夫編訳『ハーンベの司法』田井謙編、筑摩書房、一九八七年、一九頁以下。

III ヨーロッパにおける司法官職の身分規程要綱

1 要綱の概要

後掲する大会リストにも明らかのように、MEDELは、実に多彩なまた活発な運動を展開している。以下に紹介する要綱(Elements)もまた、その活動の成果の一つであるとともに、今後の発展の重要な基盤を形成するものと考えられる。

要綱は、まあがれ、前文、I 裁判所と司法官職 II 司法官 III 司法官職高等評議会 IV 司法機能 V 司法官の身分規程 VI 司法官の義務 VII 司法官の自由 VIII 司法官の懲戒 IX 檢察官 で構成されている。⁽¹⁾

要綱のもの意義からして、また比較的に短いものであるから、これを全訳して参考の資に供したいと考える。

2 要綱

まえがき

ヨーロッパ諸国における司法官職の身分規程に対する数多くの討議および根気のいる比較検討を経た後に、われわれは、「ヨーロッパにおける司法官職の身分規程草案 (Avant-projet)」を採択した。

M E D E Lは、今後、この主題に関する議論が、とくに検察官に特有な身分規程の必要性に関する議論が、続行されまた拡大することを望むものである（後掲のように、一九九六年三月二日に採択されている）。

M E D E Lは、この「ヨーロッパにおける司法官職の身分規程草案」が、権限を有するヨーロッパの諸機関 (autorités) によって採択される」とを、要請するものである。

前文

一九九三年一月一六日、パレルモに於て

A 民主的な、独立した、かつ、透明な司法 (justice) は、法治国家の本質的構成要素をなすものである。M E D E Lに結集した司法官は、統合されたヨーロッパ経済圏の創設は、それ自体が目的となるものではなく、人間に対して、その者がヨーロッパ圏に属するかまたはそれ以外の地で生活しているかを問わずに、より良い、かつ、より正当な (juste) 生活を確保するための手段でしかない、と確信している。

司法のこの究極的目的に接近するためには、政治的・社会的統合が経済的統合に直ちに接続しなければならない。この統合には、民主主義と人権とを擁護し、かつ、発展させる法制度に緊密に結合し、それに奉仕する司法圏の創設が伴

わなければならぬ。この司法圏においては、統合された司法組織の実効性およびそれに申立をする人々に対する保障は、最高度の水準に高められるものとなるであろう。

B MEDELに結集する司法官は、世界人権宣言が的確に表明している基本的諸原則の現実的実現に自らを捧げる。これらの諸原則は、とりわけ、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、市民的および政治的権利に関する国際規約ならびに人権および基本的自由の擁護に関する条約（略称は、ヨーロッパ人権条約、筆者注）によって保障されている。

これらの原則の中で、とくに法の前の平等、無罪の推定ならびに法律により設置された管轄権を有する、独立かつ公平な裁判所による公正、公開かつ合理的な期間内の事件の審理がすべての人の権利であること、が重要な意義を有する。

MEDELに結集した司法官は、以下において規定されている最小限の規範を発展させなければならない、と考えている。

——一九八五年一一月二九日および一二月一三日の国連総会四〇—三一一および四〇一一四六の決議により承認された司法官職の独立に関する基本的諸原則。

——一九九〇年一二月一八日の国連総会四〇——一六六の決議により承認された弁護士会の役割に関する基礎的諸原則。

——一九九〇年八月二七日一九月七日にキューバのハavanaで開催された犯罪の予防および犯罪者の処遇に関する第八回国連会議（Congrès）により承認された検察官の役割に適用される指導的諸原則（principes directeurs）

——ならびにこれらの実効的適用に関する諸規範

C これらの諸原則および諸規範に則つたヨーロッパ司法圏を実現するために、MEDELに結集した司法官は、ヨ

ヨーロッパ経済共同体 (CEE) の諸機関ならびに主要なヨーロッパ議会 (Parlement Européen) やおよび加盟諸国に対して、以下に掲げる指導的諸原則を参考の資として、ヨーロッパ評議会 (Conseil de l'Europe) ならびに人権および基本的自由の擁護に関する条約付属議定書批准諸国による（司法監視設の）採択が、支持する所へと要請する。

I 裁判所と司法官職

1・1 規範の合憲性であれ、権利または法的に保護される利益であれ、それらに関するあらゆる紛争は、法、人権および基本的自由の優位の尊重の下に、憲法によりまたは法律により設置され、至上命令としての公正な訴訟手続に基づいて裁判する資格を有する裁判所を、見出せなければならない。

1・2 いかなる例外裁判所 (juridiction d'exception) も、設置するにとどめない。

1・3 あらゆる種類の、およびあるべき審級の裁判所において、法は、検察意見書 (réquisition)、意見 (avis)、報告 (rapport) やおよび裁判を介して、司法官によって述べられる。

1・4 同法官職の身分規程に関する一般的諸原則は、憲法典に規定される。法律は、以下に掲げた諸項目に従って、諸原則を具体的に定める。

II 司法官

2・1 司法官は、法および法律にのみ拘束される。司法官は、その職務を全く独立して行う。司法官は、法律の合憲性を、直接にまたは憲法院への提訴によって審査する。

2・2 司法官は、不可動である。⁽²⁾ 司法官を、法律の定める事由がある場合において、かつ、法律の定める手続によると場合でなければ、配置転換 (mutation)、職務の停止、退官措置 (mise à la retraite)、免官またはその他あらゆる職務上の地位の変動の対象とすることはできない。

2・3 法律による身分規程が、司法官の任用の手続および基準を、公務員採用に関する平等の原則に従い、人種、性別、宗教的、哲学的または政治的信条による差別なしに、定める。

2・4 国家は、司法官に対し、その適切な職務行使に十分な待遇 (moyens) および公正な司法官の新任研修および継続研修に必要な待遇をする義務を有する。

III 司法官職高等評議会⁽³⁾

3・1 司法官職高等評議会（以下「評議会」という。筆者）は、司法官職の管理 (administration) および懲戒について責任を有する。評議会は、司法官職における多元主義 (pluralisme) を確保する (assurer)。評議会は、司法官の独立を保障する (garantir)。

評議会は、司法官の任用を所管し、その配置を定め、および職務に関する研修を組織する。

評議会は、自発的または他の権力 (pouvoirs) の求めに応じて、議会または政府に対し、司法政策に関する意見および勧告 (recommandation) を提出する。

3・2 評議会は、比例代表制に従ってその同僚かい選出された司法官を、少くとも半数含んで構成される。評議会は、また、議会によって指名された者も含む。その構成員は、任期をして任命される。

3・3 議会は、評議会および政府の提案 (proposition) に基づく司法予算 (案) に対して投票する。

評議会は、その任務遂行のために、予算を自由に使用する。

3・4 評議会総会は、第8・2条第2項に定める非公開の場合をのぞめ、公開である。

調書、裁判、報告、意見および勧告ならびに予算および決算は、適切な公開の対象となる。司法官の任用、配置および懲戒に関する裁判には、理由があれどか、それは最高法院 (Cour suprême) による適法性 (légalité) の審査に

服する。

評議会は、毎年、その活動および司法の現状に関する報告を、政府に提出する。

IV 司法機能

4・1 各裁判所は、提起された訴訟を、管轄を有し、かつ、迅速に処理するように組織されなければならない。事件の各部および各司法官への分配は、非個人的な、かつ、あらかじめ定められる割当ての方式の基礎となる事務分配の原則を尊重して行われる。

合議部の長の職には、それを構成する裁判官 (judges) が順番に就く。

4・2 裁判所の司法官総会は、その構成員から、裁判所の運営に責任を有する（複数の）者を、任期を定めて選出する。この権限は、同様に、評議会にも付与されることができる。

4・3 評議会は、裁判所の運営および監督を担当する。

評議会は、司法業務の組織が惹起した紛争を解決する。利害関係を有するすべての人または機関は、このような紛争について評議会に申立をすることができる。

4・4 司法官職の身分規程は、評議会が、役務改善のために、各司法官を定期的な、その能力を明確にし、かつ、その資質の向上を図る、客観的な個人評価に服させる旨を、定めることができる。

評価の手続は、対席で行われる。

V 司法官の身分

5・1 司法官の身分には、行使される職務および職務が行使される裁判所を問わずに、階層も等級もない。

5・2 司法官の報酬の基準は、その経済的独立を確保する。報酬は、在職年数に応じて増加する。

5・3 法律が、異なつた種類の裁判所間および異なつた審級の裁判所間における司法官の異動 (mobilité) を組織する。

この異動は、任命当初から第一審裁判所の職に就くことができるようになるとともに、反対に、控訴審裁判所または上告審裁判所からその前の審級の裁判所の職に就くことができるようにする。

VI 司法官の義務

6・1 司法官は、提起された訴訟を、公平に、事実に基づいて、かつ、法に従って、迅速に解決する。

法律は、合議体による裁判における少数意見の表明を承認する (autoriser) ことができる。

6・2 司法官の職務違反 (manquement) は、直接の私訴の対象とはならない。被害者は、国家により補償される権利を有する。当該司法官に対する国家の求償権の行使は、利害関係当事者を聴聞した後に、評議会により承認されなければならない。

VII 司法官の自由

7・1 司法官は、他の市民と同様に、表現、信条、結社、政党への加入および集会の自由を享受する。司法官は、ストライキ権を有する。この権利の行使は、訴訟当事者の基本権に侵害をもたらすものであつてはならない。

7・2 司法官は、とくに、基本権、司法任務およびその固有の利益を自衛するために、その職務上の研修を発展させるために、ならびに司法官職の独立を擁護するために、司法官による団体 (association) やよび組合 (Syncat) またはその他の団体を結成する自由およびそれに加入する自由を有する。

評議会は、司法官の団体活動を、差別なしに容易にするようとする。団体の責任者は、その請求に基づく評議会の決定 (decision) ⁽⁴⁾ により、その任期の間、役務を免除されることができる。

VIII 司法官の懲戒

8・1 評議会は、法律により定められる手続に従い、司法官に対する懲戒申立を、直ちにかつ公正に審理する (traiter)。

8・2 審理 (instruction) および弁論は、対席で行われる。

弁論は、非公開の理由がある場合、とくに当該司法官または第三者のプライバシーの保護が必要であるときをのぞれ、公開で行われる。

裁判 (décision) は、常に公開で言い渡される。裁判には、理由が付される。裁判は、適切に公示される。

8・3 裁判に対しても、最高法院に、法律の違背を理由としての取消の申立をすることができる。

IX 檢察官

9・1 檢察官の自治 (autonomie) は、司法権独立の基本的装置の一つである。

検察官は、法律の前の市民の平等を確保する。検察官は、公権力に対する関係において、自治的にその職務を行使する。検察官は、法および法律にのみ服する。

9・2 檢察官の職務を行使する司法官は、この身分規程において定める司法官（裁判官、筆者）と同一の自由およびそれと同等の保障を享受する。

以上が、「ヨーロッパにおける司法官職の身分規程要綱」の全訳であるが、MEDELは、「要綱・まえがき」で予告しているように、「検察官に関する原則の宣言」を、一九九六年三月一日に、ナポリにおける総会において採択している。次にこれも全訳し、紹介しておこう。

(1) MEDEL, Le rôle des magistrats dans les Sociétés démocratiques d'europe, 1995, p.48 et suiv.

(2) 江藤「フランスにおける司法官の団体活動」(下) 和田英夫=高柳信一編『現代の司法』所収、日本評論社、一九七一年、一四七頁以下。

(3) 江藤「フランスにおける司法官職員等評議会」木川統一郎博士古稀記念『民事裁判の充実と促進』(下) 所収、判例タイマーズ社、一九九四年、一六八頁以下。

(4) 現在、フランスには、司法官の組織が三つある。一九六八年創設の司法官組合 (Union syndicale des magistrats) および一九八一年創設の司法官職員会 (Association professionnelle des magistrats) である。行政裁判所の裁判官組合 (Syndicat de la jurisdiction administrative) も一九七一年に創設された。江藤「フランスの司法制度改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革4 司法改革』所収、東京大学出版会、一九七五年、四八二頁以下。

四 檢察官に関する原則の宣誓⁽¹⁾

I 職務

検察官は、適法性、基本権および法律の前の平等の尊重を確保しながら、法の適用を行ふことを職務とする。

II 制度上の地位

検察官は、司法機関 (organe judiciaire) であり、したがって執行権に対して自治的な機関である。それは、検察官の⁽²⁾自治が、司法権の独立および法律の前における平等を保障するための不可欠な道具 (instrument) となるからである。その結果、執行権力の諸機関は、検察官に対して、一般的なまた個別的な訓令 (instruction) を与へる」とではない。検察官は、最大限でも、「これらに対し」、その活動に関する一般的情報を提供することができる。

III 職務上の身分

検察官は、法および法律にのみ拘束される。すなわち、その活動は、適法性、公正および客觀性の規準によつてのみ

規制される。それ故に、刑事訴權 (action pénale) の行使は、原則として、義務的である。起訴便宜主義は、法律によりあらかじめ定められている条件において、軽微な犯罪行為に対しても採用されることが可能。これらの条件の成就是、裁判官により判定される。

IV 個人的身分

検察官は、必ず、单一の司法団に包括される司法官であるか、または裁判官と同等の身分、権利および身分保障を有するが、それとは區別された司法官職を構成するものでなければならない。

V 内部組織

事件の分配、検察官の代執行 (Substitution) および事件記録の移送 (évacuation) は、客観的な、かつ、あらかじめ定められている規準に従って行われなければならない。

検察官の活動の調整 (coordination) は、違法な命令 (ordres illégaux) を拒否する義務、良心条項 (clause de conscience) および法廷における弁論の自由に対し、障礙をもたらすものであつてはならない。

VI 任命、人事管理および懲戒

検察官の任命、人事管理および懲戒は、その同僚によって選出された司法官を含む (单一の司法官職であるか、または検察官が裁判官とは区別された司法官職であるか) によって、裁判官と共通の、または独自の) 高等評議会の権限に属さなければならない。検察官の活動の調整の責任者は、任期を定めて指名される。

VII 司法警察に対する統制

検察官が捜査を指揮するときは、検察官は、その活動に不可欠な物的諸手段に対する管理権および司法警察に対する実効的統制権を有しなければならない。

- (1) MEDEL, Déclaration de principes sur le ministère public, 1996.
- (2) 検察官独立の立場、本稿注(3)による注脚「トランブはおたかのコノセイユ・データの政府委員および検察官として」三ヶ月
章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新』(上所収、有斐閣、一九九一年、11111頁以下。なお、フランス第五共和国憲法典は、裁判官
に「シヤのみ不可動性の原則を承認している（第六四条第四項）。

五 MEDELの活動

1 活動の概況

ルルルド、MEDELの活動は、内容的にみると実に多様であるルルムニ、その活動領域も、今や、イギリス、スカ
ンジナビア諸国、東欧諸国から大西洋をこえてラテン・アメリカ諸国にも及んでいるが、その実態の紹介を行は
ルル、ルの小綱の範囲をルルムのルたるであら。

そりや、便法トシベリとなるが、MEDEL創設以来開催された大会またはシンポジウムの日時、場所、テーマ、
開催地および担当地組合名のリストが、後述の資料に掲載されて居るが、これを紹介するルトナリ。これによれば、
相当程度、MEDELの活動の概況を認識するルが可能だと考えられるからである。

その資料として用いる第一は、MEDELの常設書記局が発行して居る Dossier de présentation (紹介の葉、本稿
「MEDELの概要」注(3) 参照) である、これによれば一九八五年九月から一九九三年五月までの状況を知るルと
がである。第二は、MEDELの機関誌 M. E. D. E. L. courrier (一九九一年四月発行、月刊と銘打っているが、實際には不定期刊、一九六六年一月号が一一号。同上注(2) 参照) であり、これにより九五年六月から九六年六月までを知るル

とができる。第二は、MEDELが一〇周年を記念して発行した「ヨーロッパの民主社会における司法官の役割」(本稿「二 司法官職の身分規程要綱」注(1)参照)と題するMEDEL機関誌の特別号である。これにより九三年六月から九五年五月までの状況を知ることができます。

ところで、MEDELの大会またはシンポジウムの開催形式を、セヴィリア大会(九三年一〇月二一日—二二日)に参加した経験から紹介しておこう。⁽¹⁾ MEDELの執行評議会は、主催国の組合総会と並行して二日間開催された。最後の一曰が、MEDELの大会、シンポジウムにあてられ、主催国の組合員の出席のままに、統一テーマによる各国組合の報告が、同時通訳付でなされた。この統一テーマが、以下のリストに掲げるテーマなのである。

ところで、前掲の特別号の第四部は、それまでに開催されたMEDELの大会およびシンポジウム(この区別はとくになされていない、以下「大会」とする)を掲載しているが、それには、大要、次のような前文が付されている。われわれが開催してきた大会は、実に驚くべき数になる。しかし、われわれは、常に一種の国際的司法観光団に陥らないよう努めてきた。「彼らの大会およびシンポジウムは、共通するヨーロッパ文化の研究(recherche)にまたその表現(expression)に重大な問題提起をしている。法のほとんどの分野が大会に際して検討の対象とされているが、それはディレッタンティズムによるものではない。またある種のテーマが、各国から繰り返して提起されていることに気づくであろうが、それは、これらのテーマが社会の重大な関心事に、応えていることによるものである。

東ヨーロッパとの交流の開始は、とくにヨーロッパ評議会の支持および司法官間の交流によるものであるが、それは、MEDELにとって計り知れない価値を有するものである。ラテン・アメリカ諸国との交流は、イベリア諸国の組合の活動によって実現したが、これもまた前者と同等の価値を有するものである。

"MIDEL" (Magistrats Internationaux pour la Démocratie et les Libertés 「民主主義と自由のための国際司法

官」は、おそらく近い将来に実現するであろう……。」

次に大会リスト⁽²⁾を紹介するが、それは、日時、テーマ等の羅列であるから、ある意味では全く単調なものである。しかし、そこに、多様な問題意識と旺盛な活動力を、また前述のようなMEDELからMIDELを志向する国際的な司法官の団体活動があることを読みとつて戴きたい。なお、テーマは、ドイツ語、スペイン語、イタリア語等で書かれているので、思わぬ誤訳をしているかもしない。予めこの旨はお断りしておきたい。

2 大会リスト

- 八五・九・二 トリノ・イタリア・民主的司法官。
- 七一二九 "西ヨーロッパにおける司法官の支配と自主管理"
- 同一・二二 パリ・フランス・司法官組合第一八回総会。
- 一二四 "監獄、それを出て"
- 八六・五・一 リミニ・イタリア・民主的司法官。
- 一四 "司法官の役割の社会的变化・司法権における民主主義と文化"
- 同一〇・一七 バルセロナ・スペイン。
- 一一八 "自由剥奪の過重労働と人権"
- 同一〇・三一 リューベック・ドイツ。
- 一一一・二 "入国の権利"に関する「裁判官協議」の成果"

同二一・二一 ローマ・イタリア・民主的司法官。

一一三 "監獄・同法改正から一〇年"

同二一・二八 パリ・フランス・司法官組合。

一三〇 "裁判と自由主義"

同一二・一一 ビルバオ・スペイン。

"法律上適正な裁判官と独立"

八七・二・二 バード・ヘルレンアルブ・ドイツ。

○一二二 "新貧民と消費者の負債"

同二・二七一 パドヴァ・イタリア・民主的司法官。

三・一 "裁判権の役割・司法官の責任・民主主義の形式"

同三・二〇一 ブリュッセル・ベルギー・司法官組合協会第五回総会。

二一 "司法権"

同五・二二一 ハシエン・ドイツ。

二四 "失業問題"

同九・三〇 パリ・フランス・司法官組合。

"国籍法典"

同二一・五一 リスボン・ポルトガル・検察官組合。

"ヨーロッパにおける検察官の身分規程"

同一一・一三 トリノ・イタリア・民主的司法官。

一一五 "法による裁判と組織・司法組織に関するヨーロッパの経験"

同一一・二七 パリ・フランス・司法官組合第二〇回総会。

一二九 "労働・家族・裁判"

同一二・四一 サンチアゴ・デ・チリ・チリ人権委員会。

六 "裁判権の役割と人権" に関する会議。

八八・四・二 シュヴァンドルフ・ドイツ。

一二二四 "原子力産業と平和"

同六・一三一 ブリュッセル・ルクセンブルク・ストラスブール。

二七 第一回研修会、"ヨーロッパ諸国における情報処理制度"

同一〇・二八 モンデローペレルモ・イタリア・民主的司法官。

一一一・一 "市民のための司法官・司法権とその憲法的価値"

同一一・一八 シャルルロワ・ベルギー。

"監獄、それを出て"

同一一・二五 パリ・フランス・司法官組合第二回総会。

一二七 "裁判と自由"

八九・一・二 ヴァレンシア・イタリア・民主的司法官。

○一二二 "自由のヨーロッパ・監獄と司法官"

同四・一四・トリノ・イタリア。

一一六 "外国人にとってのヨーロッパ"

同九・二二一 ハンブルク・ドイツ。

二三 "ヨーロッパにおける失業と借金"

九〇・三・一 ルーヴアンーラ・ヌーヴ・ベルギー・司法官組合協会第六回総会。

○ "予審判事の苦惱"

同四・二六一 リスボン・ポルトガル・検察官組合。

二八 "市民の基本的権利・現実に対処する法律"

同九・二三一 ベルリン・ドイツ。

二六 "ヨーロッパ・社会的空間"

同一〇・四一 アテネ・ギリシア。

六 "裁判と司法官・問題と展望"

同一一・二三 ハノーファー・ドイツ。

一二五 "法律家交流会議"

同一二・五一 エヴァラ・ポルトガル。

八 "裁判官組合協会総会"

九一・二・六 トリノ・イタリア・民主的司法官。

"共和国大統領と司法官職高等評議会"

同三・一六 ポルト・ポルトガル・検察官組合。

"賃銀労働者に関する法・保護法から個人の権利の確立に向けて"

同三・二五一 ブエノスアイレス・アルゼンチン。

二七 スペイン "民主主義のための裁判" 協会主催のシンポジウム。"ラテン・アメリカにおける司法権の

独立"

同五・二八 ブリュッセル・ルクセンブルク・ストラスブル。

三一 第二回研修会、"社会的ヨーロッパ"

同六・七一九 トリエステ・イタリア・民主的司法官。

"ヨーロッパにおける司法官養成と司法官の組合の役割"

同一〇・一〇 ポボヴォ・ボーランド。

一一三 "ヨーロッパにおける司法官職とその制度上の変化"

同一〇・一二 ミラノ・イタリア・民主的司法官。

"検察官は今なお独立しているか"

同一〇・二四 リスボン・ポルトガル。

一一七 "ポルトガルとブラジルの司法官による憲法・刑法・民法・税法・労働法に関するシンポジウム"

同一〇・三一 コッヘル・ドイツ。

一一一・三 "ヨーロッパにおいて裁判官であること"

同二一・一三 ベロ オリゾンテ・ブラジル。

ラテン・アメリカにおける裁判官の独立に関するブラジル裁判官協会総会

同二一・一八 パリ・フランス・司法官組合。

都市圏における安全、麻薬、犯罪予防に関する国際会議

同二一・二二 アテネ・ギリシア。

監獄に関するシンポジウム

同二一・二九 パリ・フランス・司法官組合。

郊外と社会的排他性

九二・一・一 トリノ・イタリア・民主的司法官。

脱税とマネー・ロンダリング

同一〇・一六 ビーベラハ・ドイツ・裁判官協議。

移住と民族主義

同一一・四一 ザグレブ・クロアチア。

司法官職の独立

同一一・二七 パリ・フランス・司法官組合。

ヨーロッパ・裁判官にとっての新たな管轄

九三・三・一 トレンシアンスカーテプリツェ・スロヴァキア。

五一・一九 "司法官の身分規程" に関するセミナー"

同五・六・一七 プラハ・チェコ。

"裁判の独立・義務と非特權"

同五・一五 リール・フランス・司法官組合。

"一般的には返済不能、個別的には過剰債務"

同九・二九一 キアンチア・イタリア・民主的司法官。

"多数決民主主義における市民の平等"

一〇・一 同一〇・二一 セビリア・スペイン・民主主義のための裁判官。

"マイノリティ"

一二三 同二一・二六 パリ・フランス・司法官組合。

一二八 "安全でないこと"

九四・五・二 エストリル・ポルトガル・検察官組合。

○一二三 "検察官と司法権"

同九・一四一 セロック・ボーランド・司法(官組合)。

一七 "国際的背景の下に組織された経済犯罪"

同一〇・七 ローマ・イタリア・民主的司法官。

"腐敗"

同一〇・二七 アリカンテ・スペイン・民主主義のための裁判官。

一一九 "非刑罰化"

同一一・一一 アテネ・ギリシア。

一一二 "マスメディアと基本的人種の侵害"

同一一・一七 バルセロナ・スペイン・民主主義のための裁判官。

一一九 "司法官職と社会的・経済的危機状況"

同一一・二五 パリ・フランス・司法官組合。

一二七 "裁判官をどのように厄介払いできるか"

九五・一・二 シャルルロワ・ベルギー・司法官組合協会。

一 "裁判の不調と改革"

同二・一六一 アムステルダム・オランダ。

一八 "麻薬常習"

同三・二一四 ヴァレンシア・スペイン・検察官進歩主義者同盟。

"消費者の権利、環境および保護"

同三・二六一 フィレンツェ・イタリア・民主的司法官。

三〇 "麻薬常用に関連する損害の軽減"

同四・一 デュッセルドルフ。MEDEL創立一〇周年記念準備のビュロー会議

同五・一一一 ポルト・ポルトガル・検察官組合。

一三　　"検察官"

同六・九一一 デュッセルドルフ・執行評議会

○

同九・二一一 ストラスブル・MEDEL創立一〇周年記念集会。

二三　　"ヨーロッパの民主社会における司法官の役割"

同一二・一 一 パリ・フランス・司法官組合総会。

二　　"市民・裁判官"

九六・二・二 ナポリ・イタリア・民主的司法官総会。MEDEL執行評議会。

九一三・三

同四・一一三 サンパウロ・ブラジル。

"三権分立、裁判の独立と人権"に関するラテン・アメリカ諸国の司法官大会。

同五・一六一 オナティ・スペイン。

一九　　"権力犯罪に対する裁判"に関するセミナー

同五・三〇一 パリ・フランス。

三一　　ENA(国立司法学院)、ERA(招聘研究班)およびUIM(国際司法官同盟)ヨーロッパ支部と
共催の"ヨーロッパにおける司法官の身分規程"に関するセミナー

同六・二〇一 スウインドン・イギリス・M E D E L 執行評議会。

二三 "イギリス裁判官との協議"

3 若干の分析

(1) 以上が、入手した資料から作成した大会リストであるが、これからもわかるように、M E D E Lは、八五年九月二七日二九日の第一回大会から、九六年六月二〇日二三日の会議までの約一一年間に、総計七四回の大会を開いていくことになる。これは、年に平均してみると、六・七回となる。執行部の構成員の精神的・肉体的また経済的負担は、相当なものとなるであろう。

それはさておき、開催国したがってそれは、大会主催組合ということになるが、その回数の多い順にみてみると、イタリア・民主的司法官が、一七回、フランス・司法官組合が一三回となる。これらは、両組合の力量の現れとみることができるよう。ついで多いのが、スペインの八回、M E D E L主催が八回、ドイツ七回、ポルトガル七回である。スペイン、ドイツおよびポルトガルは、前掲のように、いずれも複数加盟である。さらに、ベルギー・司法官組合協会三回、ラテン・アメリカ諸国三回、ギリシア・司法官ギリシア協会二回、ポーランド・司法二回、クロアチア・司法官組合一回、チェコ・共和国統一同盟一回、オランダ一回（個人加盟）および未加盟国のスロヴァキア一回である。

これからすると、現在、M E D E Lの主力となっているのは、イタリア、フランス、スペイン、ドイツおよびポルトガルとなるから、ラテン系諸国の比重がM E D E Lでは重いとみることができよう。

また、ここで注目すべきは、次の四点ではなかろうか。その第一は、ラテン・アメリカ諸国との交流・協議の進展であり、第二は、東欧諸国の司法官との連帯が、ポーランド二回、クロアチア一回、チェコ一回、スロヴァキア一回と回

数こそ少ないが行われていることであり、第三は、いわば法系をまた裁判官の任用方法を異にするイギリスの裁判官との交流が緒についたことである。第四は、九六年五月三〇日・三一日の両日に開かれた「ヨーロッパにおける司法官の身分規程」に関するセミナーであるが、これがいわば官側の組織であるENA、ERAおよびいわゆる傾向を異にするUIMのヨーロッパ支部と共に開かれていることである。

第一と第二に關していえば、MEDELの組織がヨーロッパを越えてMIDELへと発展する第一歩を印したという意味で重要であるし、第三に關していえば、イギリスの裁判官のMEDELへの加盟によつて、MEDELは、MEDELの名にまた名実ともにヨーロッパ評議会のNGOに相応しい存在となり得ると考えられるし、第四についていえば、ヨーロッパの司法官組織間の連帶行動の発展をここにみることができるからである。

(ロ) つぎに、大会でとりあげられたテーマについてみてみよう。この分類により、MEDELの問題関心または問題提起が那辺にあるかを、おおよそでも知ることができるのでないかと考える。もつとも、テーマ自体からは、その内容が必ずしも明らかではないものもあるから、不正確な分類とならざるをえないが、ともかくテーマごとにわけてみると、大要、以下のようになる。

司法官の役割関連が一〇、裁判の独立関連が九、司法権と民主主義関連が七、検察官（の独立）関連が四、予審判事一、これに司法官の身分規程に関するセミナーニーを加えると、司法権ないし司法制度に関するものは、総計で三三となる。この数は、テーマ総数七四の四四・五%となる。麻薬、マネー・ロンドリング、組織犯罪、権力犯罪、腐敗等の社会的腐敗現象を告発するものが八で、これは総数の一〇・八%である。外国人労働者に対する人種差別、排外主義の動きに関連するとみられるものが六で、これは総数の八・一%である。消費者問題また多重債務者問題等の社会的矛盾の激化に対応するものが六で、同様に八・一%であり、監獄関連も同様に六で、八・一%である。古くて新しい労働者と

その人権関連が四で、五・四%、ヨーロッパ統合関連が三で、四%、情報関連が二で二・七%である。その他に個別テーマーとMEDELの組織内の会議が五数えられる。

以上の諸テーマに関する決議一七本が前掲特別号に掲載されている。いずれも興味深くまた重要なと思われる所以で、いずれ機会を得て紹介したいと考えている。

六 おわりに

以上をもつてMEDELの紹介、ヨーロッパにおける司法官の連帯行動の一端の紹介を終ることとするが、いくつかの補足をしておきたいと思う。

その第一は、MEDEL以外にも、司法官の連帯がヨーロッパにおいて行われていることである。前掲したところであるが（五2「大会リスト」末尾参照）、国際司法官同盟ヨーロッパ支部が、それである。この活動の資料は入手していない。他日の検討を期する次第である。

第二は、本稿からもわかるように、裁判官また検察官、したがって、司法官の団体活動また組合活動は、普通のこととされているのである。言葉をかえていえば、司法官の市民的自由は、全面的に、国制的にも社会的にも承認されているのである。フランスについていえば、本稿三注（4）で指摘したように、行政裁判所の組合も含めれば、四つの組合

- (1) 一九九三年五月末から一月初旬にかけての本学予算による短期留学の際に、この大会に参加する機会をえた。わが国における「司法の現状、とくに裁判官制度」および「マイノリティ」についての報告（それぞれ二〇分）を求められ、それを行った。

- (2) 総会、大会およびシンポジウムの区別は全くなされていない。

ないし協会が組織され、活動している。イタリア、ドイツ、スペイン、ポルトガル等でも同様な事情にある。わが国との落差は、あまりにも大きい。わが国は、ドイツ、フランス等とならび、先進資本主義国と総称される資本主義国のグループに属するといわれている。しかし、それにもかかわらず、国制の現実のあり方には、この一事をあげても、このような質的ともいうべき差異がある。これは、わが資本主義社会の異質性の現れの一つと見るべきものかもしない。

ヨーロッパの司法官の市民的自由に関連する最近の事例をあげておこう。それは、「ジュネーヴ・アピール」といわれるものである。これは、九六年一〇月一日に発表された七人のヨーロッパの司法官による金融、財政、麻薬、テロ、汚職およびマフィア等に関する事件に対処するための訴訟手続および司法諸機関の連携・強化に関する訴えである。

Le Mnde (九七・一一・六)、Le Nouvel Observateur (九七・一一・六一一)によれば、ヨーロッパ諸国でこれに応ずる司法官の組織的また個人的署名が進んでいるが、一月二五日現在、フランスでは、組織としては、司法官組合同盟（前掲の国際司法官同盟のフランス支部）、司法官組合および裁判所書記官組合（独立系）が、個人としては四〇〇名がこれに賛同署名をしているとし、署名者全員の氏名・役職を掲載するとともに、その分析を行っているが、注目すべきは司法官試補一六〇名中、一三三名が署名していることである。いずれにしても、組織署名、個人署名を合算すれば、フランスの司法官（六〇〇〇余名）の大多数がこれに賛同ということになる。これが、フランス社会全体に大きな反響をよびおこすとともに、政府に対する大きな圧力となつていることは否定できないであろう（後述参照）。

第三は、検察官の自治ないし独立である。これまたわが国の現実からすれば遠くはなれた議論であろう。しかし、少なくともフランスにおいては、検察官の独立への道は踏みだされている。検察官の司法官組合への加入は当然のこととしても、一九九三年には、検察官の独立を強化する方向での憲法典第六五条の改正が実現し（本稿三注(3)参照）、法律改正等もなされている。

ところが、九六年一月、「从検察の独立性強化・司法改革案大統領示す『推定無罪』の尊重も」という見出しの下に、「フランスのシラク大統領は二十日、テレビとラジオで司法改革について演説した。大統領は、①検察の政府からの独立性の強化②刑事事件での捜査対象者に対する『推定無罪』原則の尊重、を実現するための方法を探る委員会を設置する、と発表した。裁判の迅速化、手続の簡素化など、国民の日常生活に沿った司法改革についても、政府に対し今後五カ年の行動計画を作るよう命じたと語った。いずれも、今年七月に結論を出させるという。……」との報道⁽¹⁾がなされている。

この大統領演説がなされる背景には、憲法改正もそうであるが、第一に、国民の支持を得た司法官組合等のねばり強い問題提起、活動があることは否定できない事実である。第二には、前掲のようなMEDELの活動、問題提起がある。第三には、EU首脳の動きである。「欧州連合の首脳会議が一三日から二一日間の日程で、議長国アイルランドの首都ダブリンで始まつた。会議では、通貨統合後の財政規律や、共通の外交・安全保障政策の強化に加えて、テロや麻薬密売、幼児誘拐などの組織的犯罪を防ぐ「市民の安全保障」が重要課題となつてゐる。コール独首相、シラク从大統領も……(この)構想を支持する方針を示している」との報道⁽²⁾がある。こうした「外圧」も作用してゐるであろう。これらの事態への対処は、MEDELのすでに提起したことである。第四には、前述のさらなる「外圧」「内圧」としての「ジュネーブ・アピール」であろう。

いざれにしても、わが国の為政者がおよそ語ることはない、と考えられる「検察官の独立」を、なぜ保守派のシラク大統領が語つたのか、その理由を「素人分析」してみたのであるが、ここにもまたわが国の異質性、ヨーロッパ社会との質的差異をみざるをえないのである。

ひるがえつて考えてみると、ヨーロッパ連合の嚆矢となるECCSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体、一九五一年）は、

独仏の経済的発展のための土台となるものではなく、独仏「不戦共同体」の象徴とみるべきものといわれる。⁽³⁾ 全世界的な慘禍、それへの反省が世界人権宣言（一九四八年）を、ヨーロッパ人権条約（一九五〇年）を、さらに国際人権規約（一九六六年）を生みだしている。これらとECSCとは、同じ理念・思想に由来するものである。ジグザグな歩みがあるにしろ、ヨーロッパは、この理念・思想に導かれ、それを制度化する歩みを、戦後五〇有余年、続けているのではなかろうか。

ところが、わが国においては、日本国憲法に謳われている人類が歴史の試練の果てに漸く認識し、獲得した諸理念・思想を軽視、それどころか弊履の如く捨てて顧みない風潮が、現在支配的となっている。この風潮は、戦後五〇有余年間、倦まず弛まず育成・強化されてきている。ヨーロッパとは、逆ベクトルとなっている。ここに異質性の根源があるのでなかろうか。

- (1) パリ二一日＝大野博人、朝日新聞九七年一月二二日朝刊。
- (2) ダブリン一三日＝吉田文彦、朝日新聞九六年一二月一四日朝刊。
- (3) 鶴武彦・前掲書七八頁。